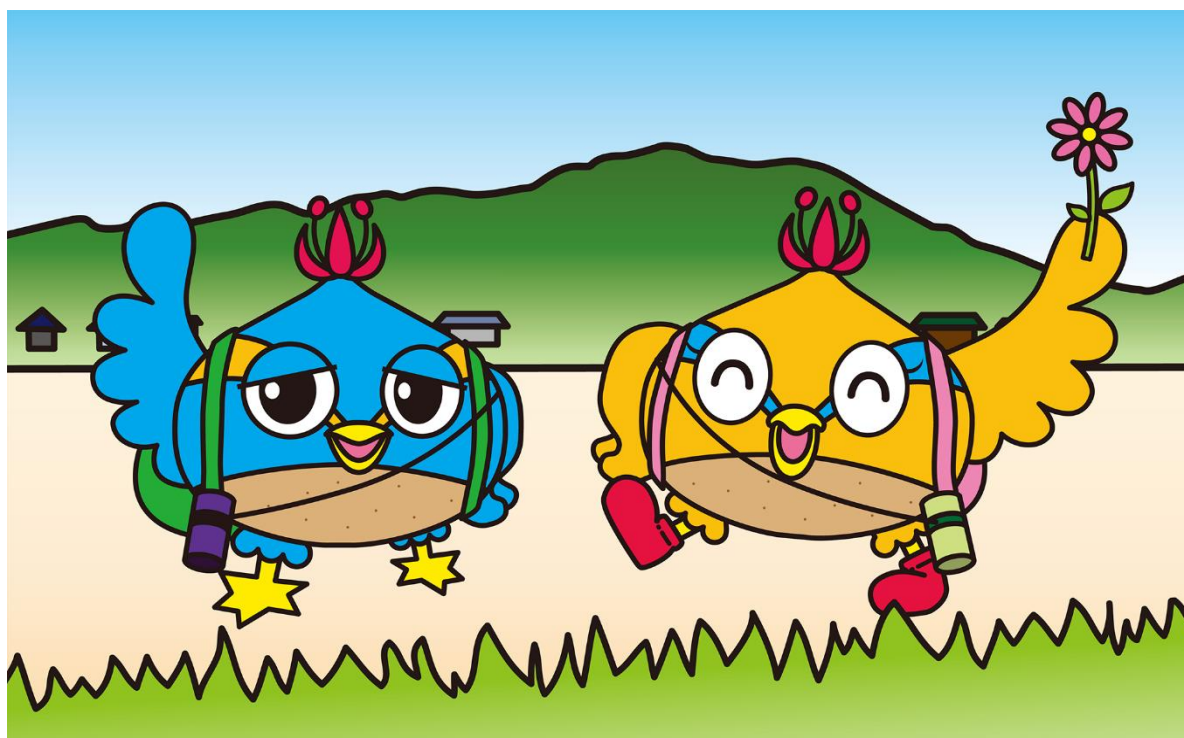


日高市職員採用試験(7月実施)



★令和6年10月1日付け採用(7月試験)

募集職種

- ①事務職(一般〈障がい者採用含む〉)
- ②事務職(一般・民間等経験者)

★令和7年4月1日付け採用(早期試験)

募集職種

- ①事務職(一般〈障がい者採用含む〉)
- ②事務職(一般・民間等経験者)

※両試験の併願はできません。

【受付期間】6月7日(金)～6月21日(金)

1 募集職種・受験資格・採用予定人数等

募集職種	受験資格	採用 予定人数	主な 職務内容
●令和6年10月1日付け採用（7月試験） ※令和7年4月1日付け採用（早期試験）と併願はできません。			
事務職（一般） ※障がい者含む （注2）	・平成6年4月2日以降に生まれた人	4名	一般事務等に 従事する
事務職（一般・ 民間等経験者）	・昭和59年4月2日から平成6年4月1日 までに生まれた人 ・民間企業、団体、官公庁等で就労経験の ある人（アルバイト等の非正規雇用含む）		
●令和7年4月1日付け採用（早期試験） ※令和6年10月1日付け採用（7月試験）と併願はできません。			
事務職（一般） ※障がい者含む （注2）	・平成7年4月2日から平成15年4月1日 までに生まれた人	7名程度	一般事務等に 従事する
事務職（一般・ 民間等経験者）	・昭和60年4月2日から平成7年4月1日 までに生まれた人 ・民間企業、団体、官公庁等で就労経験の ある人（アルバイト等の非正規雇用含む）		

注1 次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 令和6年度中に行った日高市職員採用試験（4月試験）を受験した人
- (2) 日本国籍を有しない人
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

○禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

○日高市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

○日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

注2 障がい者とは、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳のいずれかの交付を受けている人を指します。



福利厚生についてです♪

- (1) 定期健康診断、健康相談などを実施しています。
- (2) 共済組合による保健給付、年金給付及び貸付などの制度があります。
- (3) 共済組合所有の宿泊施設又は指定施設利用の際に補助・割引があります。
- (4) 公務災害、通勤災害の補償制度があります。

2 試験等の日時、会場及び合格発表


試験区分 【期日】	試験種目 (会場)	内 容	対 象
第 1 次 【7月1日(月) ～7月10日(水)】	S P I 3 (テストセンター等)	言葉の意味を正しく理解し文章や話の要旨を的確に理解する力、数的情報をもとに解を導く力及び論理的思考力を測定する択一試験を行います。 (能力検査)	全受験者
		基本的な性格特徴等を測定する択一試験を行います。 (性格検査)	
第 2 次 【7月27日(土)】	人物試験 (日高市役所)	人物について、個別面接による試験を行います。	1次合格者
第 3 次 【8月16日(金)】			2次合格者
健康診断		職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについての検査を行います。	3次合格者 【最終合格者】

3 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、欠員の状況等に応じ逐次採用されるため、名簿に登載された人が全て採用されるとは限りません。
- (2) 採用候補者名簿の有効期限は、名簿に登載した日から1年間です。
- (3) 採用の時期は、原則として令和6年10月1日付け採用の方は令和6年10月1日以降、令和7年4月1日付け採用(早期試験)の方は令和7年4月1日以降となります。
※令和7年4月1日付け採用(早期試験)の方で既卒者の方は欠員の状況に応じて令和6年度中の採用となる場合があります。
- (4) 提出した書類に虚偽があった場合には、採用候補者名簿から削除されます。
- (5) 心身の故障その他の理由により、採用日に勤務できない場合には、採用候補者名簿から削除されます。

4 申込手続

(1) 申込の受付(電子申請に限る)

期 間	6月7日(金) 午前0時から 6月21日(金) 午後11時59分まで	
申込方法	https://apply.e-tumo.jp/city-hidaka-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=73272 上記アドレスか右記の二次元コードからアクセスして申込を行ってください。	

◆ 申込みの際の注意事項 ◆

- 1 申し込みには顔写真データ（上半身脱帽正面向きで、6か月以内に撮影したもの）が必要です。比率は「縦：横＝4：3」とし、データ容量は500キロバイトを上限とします。
- 2 申込期間終了後、申し込みをされた人へ第1次試験を受験するためのメールを送信します。6月26日（水）までにメールが届かない場合は、総務課人事厚生担当までご連絡ください。

※申込時に入力されたメールアドレス宛に「受験依頼メール」を送付します。申込時のメールアドレスは、携帯電話やスマートフォン以外のメールアドレスとしてください。また、迷惑メールの設定など再度ご確認ください。

※第1次試験について、期日中に受験ができない場合、どのような理由であっても不合格とします。

- 3 障がいがあり、受験に当たり配慮が必要な場合は事前に申し出てください。

(2) 第2次試験時に提出する書類一覧【必ず当日に提出してください】

- ①卒業証明書又は卒業見込証明書 ②成績証明書

※①②ともに、最高学歴のもので、1年以内に発行した原本を提出してください。なお、学校側の保存期間経過等で、発行できない場合は、発行ができない旨の証明書を提出してください。

- ③【障がい者のみ】身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は療育手帳

※受付時に原本を確認します。その際に写しをご提出ください。

- ④【資格加点の申請者のみ】資格加点の証明書類の写し

※証明書類の写しを第2次試験当日に受付へ提出してください。なお、スポーツ・文化芸術に係る申請について、団体名の記載しかない等で個人の名前が確認できない場合、資格加点の対象となりません。

※提出書類は、一切お返ししません。職員採用試験の目的以外に使用しません。



勤務時間及び休暇についてです♪

- (1) 勤務時間（所属や職務により異なる場合があります。）

ア 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 週休2日制で、土曜日、日曜日及び祝日等の休日は休みです。

- (2) 休 暇

年次有給休暇	1年度に20日付与
特別休暇	夏季、結婚、出産、忌引、ボランティアなどの場合の休暇
病気休暇	負傷又は疾病の場合の休暇
その他	育児休業、介護休暇など

5 資格加点

第2次試験において、次に掲げる水準の語学資格等に該当する人について、5点または10点を加点します。
(加点は、第2次試験の人物試験において、得点が満点に達するまでとします。)

(1) 語学

	対象資格	5点加点	10点加点
英語	実用英語技能検定	準1級	1級
	TOEIC	730点以上860点未満	860点以上
	TOEFL (iBT)	80点以上100点未満	100点以上
	国際連合公用語英語検定	A級	特A級
韓国語	ハングル能力検定試験	準2級、2級	1級
	韓国語能力試験	4級、5級	6級
中国語	中国語検定試験	2級、準1級	1級
	中国語コミュニケーション能力検定	550点以上900点未満	900点以上
ポルトガル語	外国語としてのポルトガル語検定 (旧国際ポルトガル語検定)	初級、中級	上級、大学級
	外国人のためのポルトガル語検定	中級、中上級	上級、最上級
スペイン語	スペイン語技能検定	4級、3級	2級、1級
	DELEスペイン語検定	B1、B2	C1、C2
ベトナム語	実用ベトナム語技能検定	4級、3級	2級、1級
インドネシア語	インドネシア語技能検定	C級、B級	A級、特A級

◆注意事項◆

※有効期限があるものについては、第2次試験日時時点で有効期限内のものに限ります。

※同じ語学で複数の資格を持つ場合、複数加点は行いません。

※複数の語学資格を有していても、最高で10点の加点とします。

(2) スポーツ・文化芸術

スポーツ・文化芸術において、優秀な成績を収めた人	5点加点
--------------------------	------

※スポーツは、日本スポーツ協会に加盟している中央競技団体の競技種目。

全国高等学校総合体育大会、国民体育大会など、県代表等として全国大会へ出場（団体競技種目の場合は、登録メンバーであること）。

※文化芸術は、全国高等学校文化連盟に設置されている専門部の部門。

全国高等学校総合文化祭、国民文化祭などの全国大会へ出場（団体部門の場合は、登録メンバーであること）。

※両者とも、優秀な成績を収めた時期は、中学校以前のものは含みません。

(3) 申請方法

資格を証明する書類（合格証明書、スコアレポート、全国大会への出場実績を証明するもの）の写しを、第2次試験の際、受付へ提出してください。当日に提出できない場合は加点措置を行えませんので、必ず提出してください。

なお、証明する書類については、個人の名前が確認できる書類をご提出ください。

6 給 与

(1) 給 与 職員の給与に関する条例、規則等により支給されます。

ア 新規学卒者

イ 中途採用者

初任給 (月額)	大学卒	208,472円	25歳	219,596円
	短大卒	192,919円	30歳	233,604円
	高校卒	181,383円	35歳	256,161円
※給料(基本給)のほか、地域手当を含んでいます。			40歳	268,006円

注1 この初任給は、令和6年4月1日現在におけるもので、採用時までには給与改定等があった場合はそれによります。

注2 中途採用者の月額はおくまでも参考額です。

(2) その他諸手当(令和6年4月1日現在)

上記のほか、支給要件に該当する人には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当	配偶者：6,500円、子：10,000円、父母等：6,500円(月額)
住居手当	借家等：限度額28,000円(月額)
通勤手当	交通機関等利用者：実費相当額(55,000円限度) 自動車等：通勤距離2km以上で、距離に応じた額
期末・勤勉手当	1年間に給料などの4.5か月分(6月、12月支給)

7 過去2年間の採用試験の状況

職種	実施年度	令和4年度		令和5年度	
		受験者数	採用者数	受験者数	採用者数
事務職(一般)		94	20	91	12
事務職(一般・民間等経験者)		15	3	25	3
事務職(土木)		—	—	1	1
事務職(建築)		0	0	2	0
事務職(情報処理)		0	0	2	1
保健師		—	—	1	1
事務職(福祉)		2	1	—	—
保育士		3	1	—	—

8 注意事項等

(1) 第2次試験当日は、次の物を持参してください。

【全受験者】受験票 卒業証明書 成績証明書 ボールペン

【障がい者手帳を所持している人のみ】障がい者手帳の原本及び写し

【申請する人のみ】資格加点の証明書類の写し

(2) 試験当日に風邪症状がある人には、受験をお断りさせていただく場合がございます。

再試験は実施しませんので、体調管理を徹底し、試験に臨まれるようお願いいたします。

この試験についてのお問い合わせは…

日高市役所

総務部 総務課 人事厚生担当（本庁舎2階）

住所 〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

電話 042-989-2111（内線2239）

e-mail Link@city.hidaka.lg.jp